

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地など

宇治田原町は京都府の東南部に位置し、京都市都心部へは、宇治市を通じて約 20 km、大阪市都心部へは約 40 km の距離にある。町境は北東部が滋賀県大津市、東部では同県甲賀市に接し、南部では相楽郡和束町、西部は綴喜郡井手町と城陽市、北西部は宇治市等と接している。鉄道がないため他地域からの当町への主要な交通は、国道 307 号と主要地方道宇治木屋線などの道路交通のみで周辺市町村と結ばれている。京都・奈良を結ぶ幹線道路から入り込んだ山間の盆地であったために、急激な都市化にみまわれることもなく、人口も安定した状況で推移してきた。

近年では、京滋バイパスの供用、関西文化学術研究都市建設、国道 307 号整備の進捗など、周辺地域の動向を反映し工業団地の建設が行われた。

面積は 5,816ha、総人口が 8,690 人、総世帯数が 3,885 世帯（令和 6 年 10 月 1 日現在）。

②洪水：ハザードマップ

当町のハザードマップによると、田原川、犬打川、糠塚川、大導寺川、禅定川、石詰川、大福川、奥山田川、里川周辺地域に浸水想定区域が想定されており、1～3 m 程度の浸水が想定されている。

特に当町を東西に流れる田原川周辺地域は、令和元年に京都府が公表した田原川洪水浸水想定区域図によると、1 時間の総雨量が 128mm を超えると 12 時間以上の浸水時間が想定されている地域が多く設定されている。

また、ため池ハザードマップによると、老中新池、老中大池、城田池、吉の野谷池、外ヶ谷池、勝谷池、隠谷東池等、複数のため池の決壊に伴う浸水地域が設定されている。

③土砂災害：ハザードマップ

当町は盆地であり四方を山に囲まれた地形であることから、土砂災害警戒区域が多く設定されている。平成 25 年 9 月に発生した台風第 18 号の際には、土砂崩れで国道 307 号線が全面通行止めとなり、町内の交通機能が長期間麻痺したこともある。

④地震

京都府において、府域への影響が懸念される活断層（22 断層）による地震及び東南海・南海地震についての地震被害想定調査が実施された。

この調査結果から各活断層等の特徴や地震が発生した際の人的被害・建物被害の予想を確認することができ、また、本町で最も被害が予想されるのは「奈良盆地東縁断層帯」によるもので、最大でおおむね死者が 70 人、負傷者 400 人、要救出者 300 人、避難者数が短期で 5,000 人、長期で 3,000 人に達することが見込まれている。

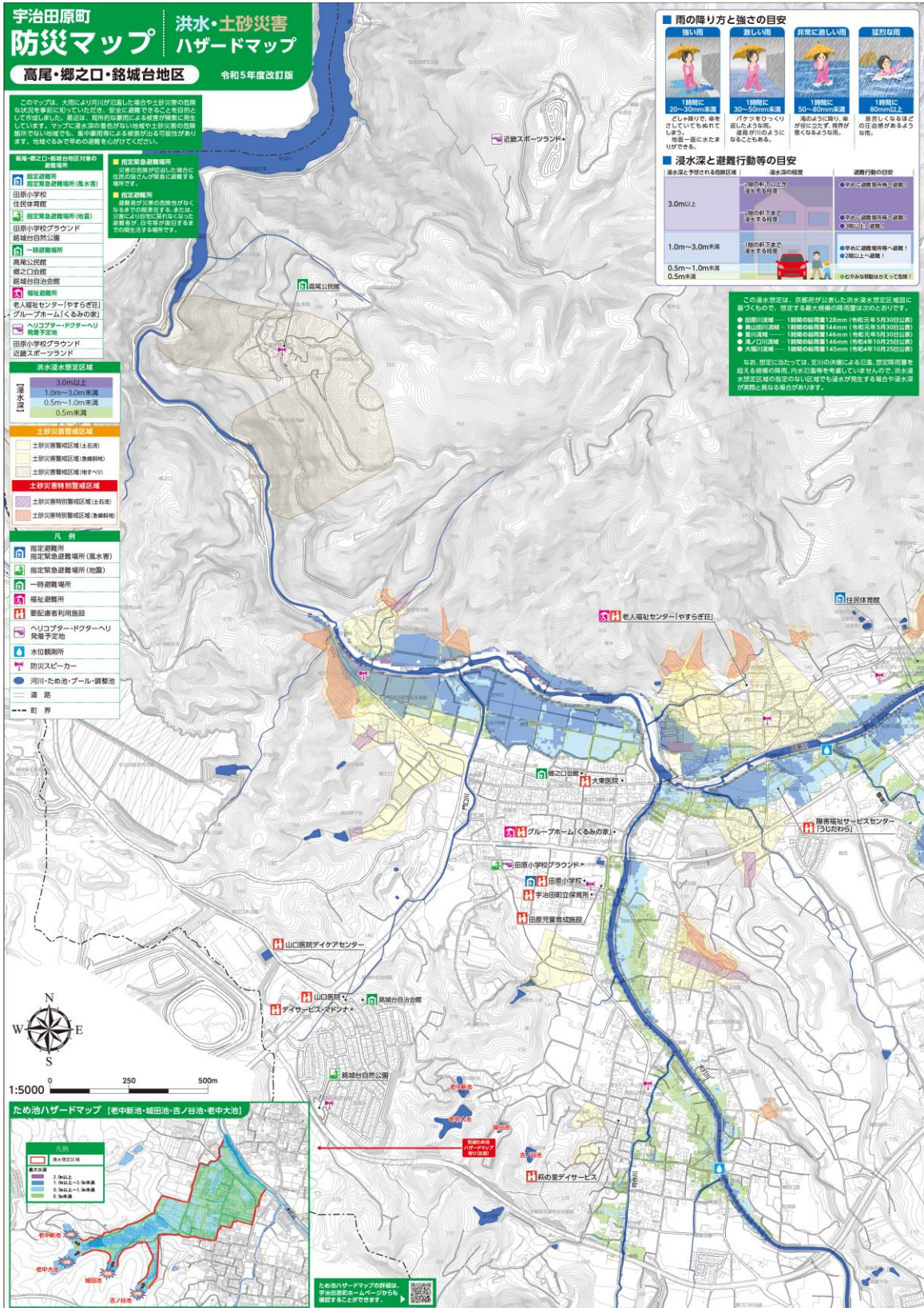
⑤感染症

宇治田原町では関係機関と連携しながら、希望者へのワクチン接種事業や検査体制の整備などを進めており、あわせて、インフルエンザワクチン接種についても進めている。また支援制度も個人世帯向け、事業所向けにそれぞれに設けている。

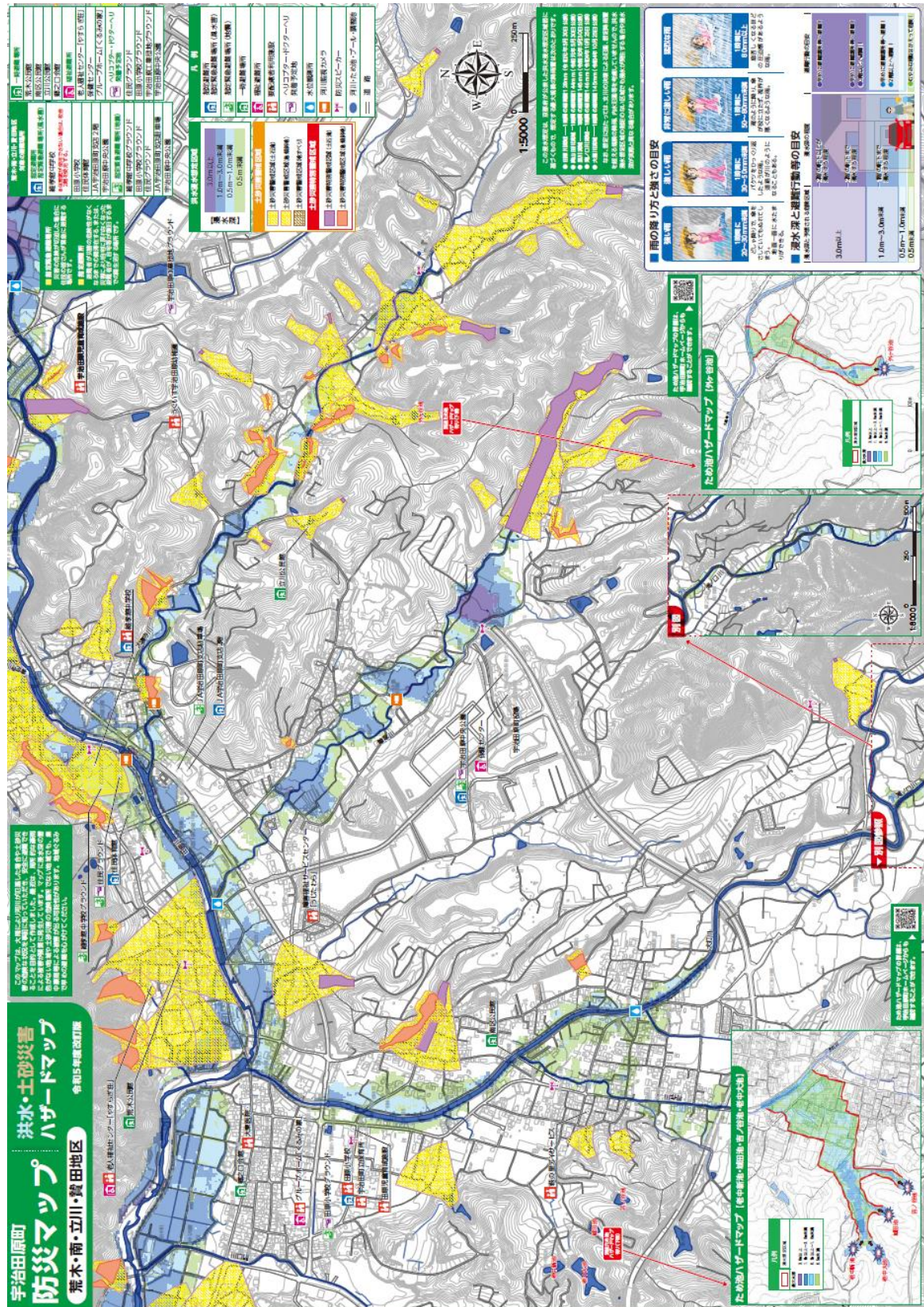
⑥その他

当町において昭和 28 年 8 月 14 日から 15 日に発生した南山城水害では、田原川、犬打川の決壊や複数のため池が決壊した結果、死者行方不明者 26 名、住宅の被害は全壊 70 戸、流出 4 戸、半壊 100 戸、浸水 1,226 戸と、合計で 1,400 戸もの住居が被害を受けた。

洪水・土砂災害ハザードマップ 高尾・郷之口・銘城台地区（出典：宇治田原町ホームページ）

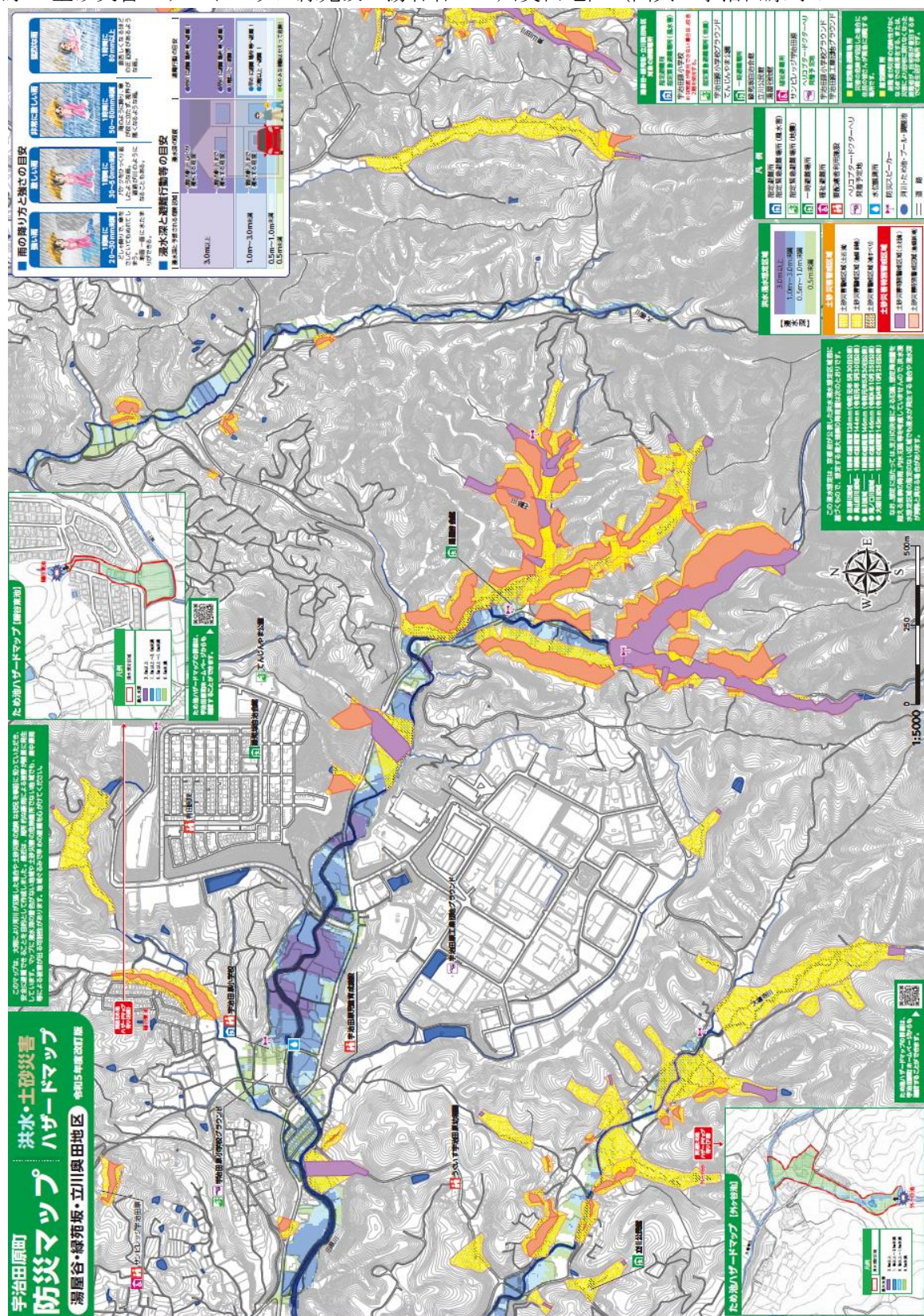


洪水・土砂災害ハザードマップ荒木・南・立川・賛田地区（出典：宇治田原町ホームページ）

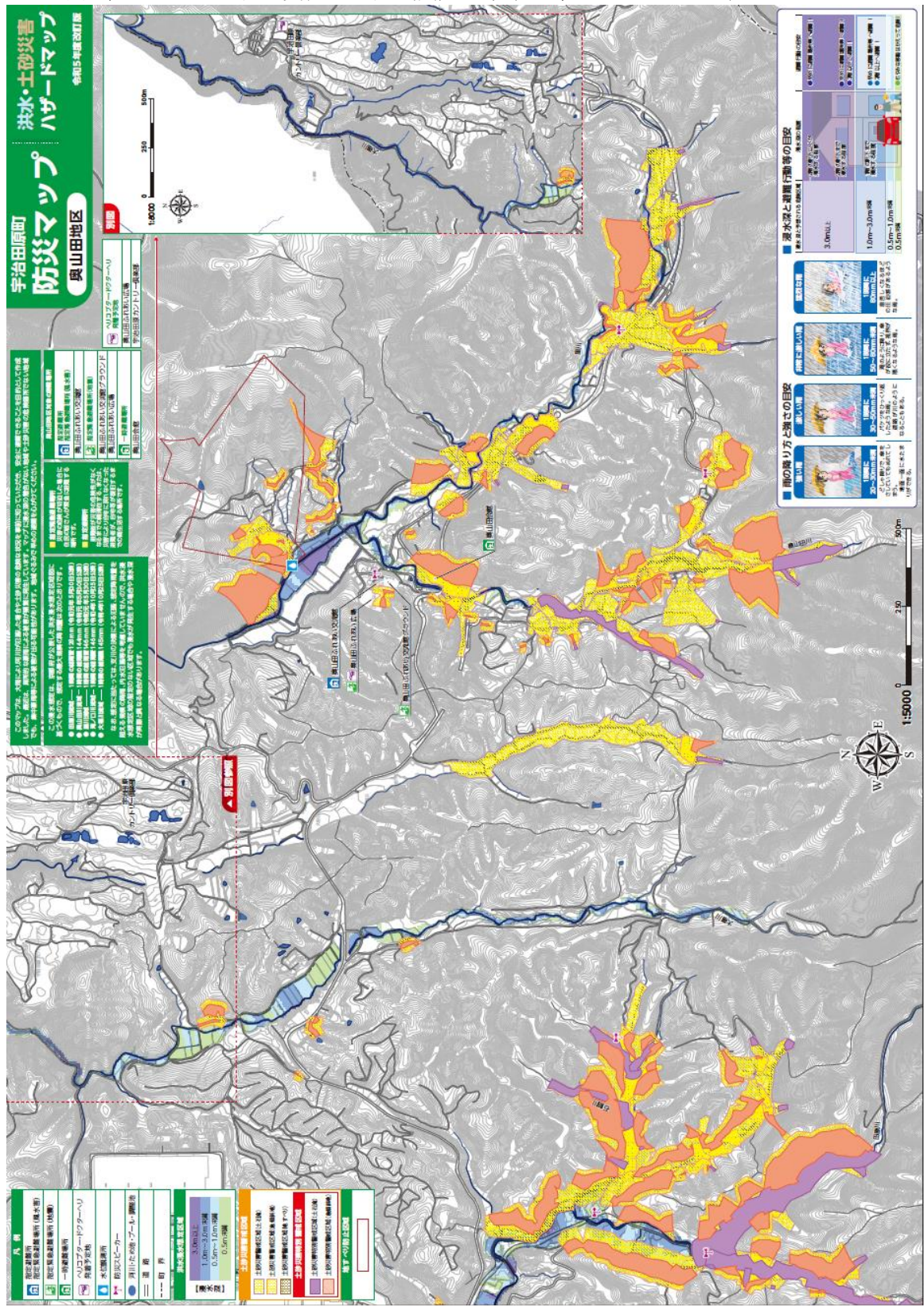


[illegible]

洪水・土砂災害ハザードマップ緑苑坂・湯谷谷・立川奥田地区（出典：宇治田原町ホームページ）



洪水・土砂災害ハザードマップ奥山田地区（出典：宇治田原町ホームページ）



洪水・土砂災害ハザードマップ奥山田地区（出典：宇治田原町ホームページ）

宇治田原町地震ハザードマップ

揺れやすさマップ

揺れやすさマップとは、宇治田原町に大きな影響を及ぼす可能性のある地震が発生した場合に、どれくらいの震度が予想されるかを示したもので、地震によって起こりうる震度の最大値を示しています。もしもの地震に備え、自宅や職場の震度、近くの避難場所の位置や避難ルートを確認しておきましょう。

想定した地震	概要
奈良盆地東縁断層帯地震	山科盆地から奈良盆地の東縁にかけて、ほぼ南北方向に延びる活断層帯（マグニチュード7.4）
東南海・南海地震（同発生）	南海トラフと呼ばれる海盆プレート内で起きる地震（マグニチュード8.5）

出典：地震調査研究推進本部



一時避難場所	名称	所在地	連絡先
1	さくら公園	堀之内田中	0774-88-1125
2	高瀬公園	高瀬田中	0774-88-2032
3	公民館	高瀬田中	0774-88-2032
4	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
5	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
6	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
7	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
8	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
9	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
10	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
11	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
12	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
13	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
14	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
15	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
16	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
17	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
18	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
19	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
20	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
21	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
22	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
23	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
24	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
25	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
26	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
27	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
28	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
29	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
30	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032

避難所	名称	所在地	連絡先
1	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
2	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
3	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
4	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
5	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
6	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
7	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
8	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
9	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
10	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
11	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
12	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
13	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
14	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
15	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
16	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
17	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
18	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
19	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
20	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
21	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
22	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
23	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
24	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
25	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
26	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
27	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
28	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
29	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
30	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032

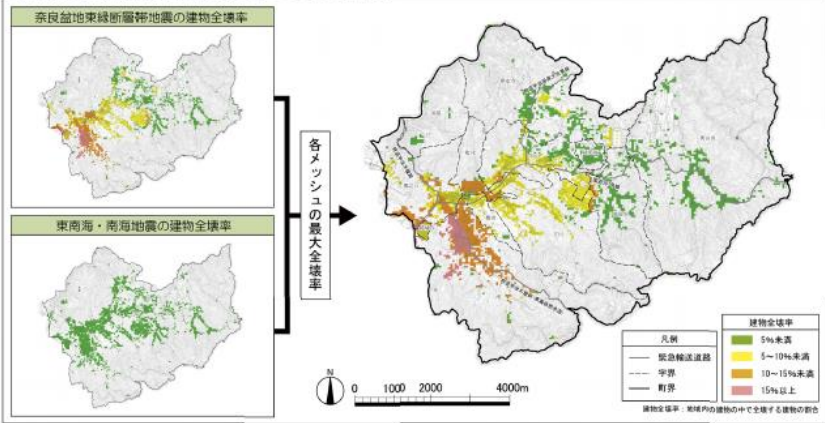
広域避難場所	名称	所在地	連絡先
1	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
2	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
3	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
4	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
5	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
6	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
7	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
8	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
9	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
10	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
11	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
12	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
13	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
14	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
15	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
16	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
17	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
18	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
19	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
20	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
21	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
22	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
23	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
24	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
25	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
26	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
27	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
28	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
29	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
30	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032

福祉避難所	名称	所在地	連絡先
1	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
2	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
3	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
4	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
5	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
6	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
7	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
8	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
9	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
10	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
11	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
12	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
13	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
14	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
15	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
16	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
17	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
18	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
19	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
20	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
21	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
22	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
23	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
24	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
25	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
26	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
27	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
28	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
29	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
30	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032

ヘリコプター発着予定地	名称	所在地	連絡先
1	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
2	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
3	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
4	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
5	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
6	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
7	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
8	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
9	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
10	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
11	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
12	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
13	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
14	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
15	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
16	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
17	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
18	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
19	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
20	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
21	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
22	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
23	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
24	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
25	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
26	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
27	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
28	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
29	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032
30	高瀬公民館	高瀬田中	0774-88-2032

地域の危険度マップ

地域の危険度マップは、揺れやすさマップで想定した地震が起こった場合に、全壊する建物の割合（全壊率）を算出したものです。後色で示した範囲ほど、危険度が高く、被害を受ける建物の割合が多いことを示しています。



(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 4 5 8
- ・ 小規模事業者数 3 7 4

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	76	62	町内に広く分散
	製造業	98	82	製茶業の他、工業団地に集積立地
	卸売業	40	35	製茶問屋が多くを占める
	小売業	86	74	郷之口、南、岩山地区に集中立地
	サービス業	90	63	郷之口、南、岩山地区に集中立地
	その他	68	58	
	合計	458	374	

出展：商工会実態調査報告書（令和５年度一部加工）

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 宇治田原町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災機能を備えた宇治田原中央公園の整備
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 災害時応援協定の締結

(株)西友フーズ関西販売部	H13.1.9	災害時における物資の供給に関する協定書
(株)サンフレッシュ宇治田原店	H13.4.10	災害時における物資の供給に関する協定書
宇治田原町建設業協会	H18.10.1	災害発生時における応急工事等の協力に関する協定書
(株)ユタカファーマシー	H23.4.1	災害時における物資の供給に関する協定書
NPO 法人コメリ災害対策センター	H24.7.1	災害時における物資の供給に関する協定書
(株)平和堂	H27.3.3	災害時における物資の供給に関する協定書
(株)オオマチワールド	R1.10.7	災害時における物資の供給に関する協定書
(株)ヤマコー	R2.7.1	災害時における物資の供給に関する協定書
(株)エフケイ	R3.6.30	災害時における物資の供給に関する協定書

- ・ 水害、土砂災害ハザードマップ、地区ごとのマイ防災マップの整備
- ・ 宇治田原町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ 宇治田原町中小企業等休業要請支援給付金等の支給
- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策支援事業
- ・ その他新型コロナウイルス感染症に関する施策の実施

2) 当会の取組

- ・ 防災備品（土のう袋等）を備蓄
- ・ 宇治田原町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 宇治田原町と宇治田原町建設業協会との間で平成１８年に締結した「災害発生時における応急工事等の協力に関する協定書」の締結を支援。
- ・ 新型コロナウイルス感染症被害の現状把握及び支援策による事業者への支援。
- ・ 東京海上日動火災保険(株)と損害保険ジャパン(株)と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいないことに加え、商工会職員の半数が宇治田原町外に居住していることから、緊急時の迅速な人員確保にも課題があ

る。

また、管内小規模事業者の事業継続力強化計画及び事業者BCPの策定支援についての取組ができていないため、国等の施策の周知や事業者BCPセミナーを実施し、策定支援を行っていく必要がある。感染症対策においても予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性をこれまで以上に周知する必要がある。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・小規模事業者等の事業継続力強化計画及びBCPの策定を支援し、地域との連携強化を促すことにより、災害からの早期復興への意識醸成を図る。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者等のリスクマネジメントを推進するため、損保会社と連携し「ビジネス総合保険」や「福祉共済」等の共済や損害保険の加入促進を図る。
- ・実施期間中、BCP等策定事業者支援件数の目標を以下の表の通りとする。

事業年度	策定支援目標（事業者数）		
	BCP策定 (簡易なものを含む)	事業継続力強化計画	共済等 加入推進
令和7年度	1	1	2
令和8年度	1	2	3
令和9年度	1	2	3
令和10年度	1	2	3
令和11年度	1	3	3

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は速やかに府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・宇治田原町商工会は、令和7年6月までに事業継続計画を策定予定。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損害保険ジャパン(株)や他の損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・他地域の商工会や各経済団体等との情報交換。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・宇治田原町事業継続力強化支援協議会（仮称）（構成員：宇治田原町商工会、宇治田原町、各種団体等）を立ち上げ、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（マグニチュード7.0の地震）が発生したと仮定し、宇治田原町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記

の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を宇治田原町商工会と宇治田原町で共有する。)
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、宇治田原町における感染症対策本部設置に基づき宇治田原町商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 宇治田原町商工会と宇治田原町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

【豪雨における応急対策について】

- ・ 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 地域内居住職員と地域外居住職員の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	・ 地区内 30 件程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 3 件程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 3 件程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1 件程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害状況の共有】

- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後期間	情報共有の頻度
発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

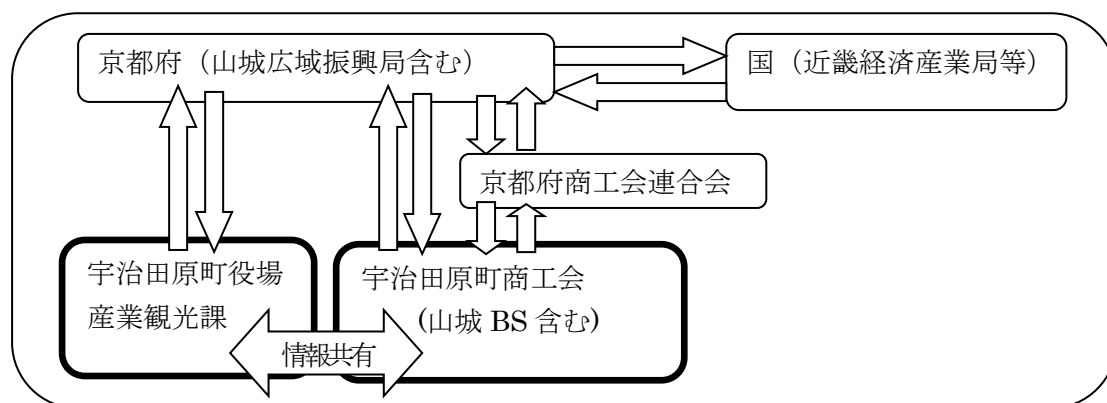
- ・ 京都府で策定された「京都府新型インフルエンザ等対策行動計画」及び宇治田原町が策定した「宇治田原町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 ＞

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に

行うことができる仕組みを構築する。被害状況によるライフライン等の復旧程度にもよるが、電話（携帯電話も含む）や FAX（回答様式作成）による確認を中心に行い、これらが不可能であれば安全が確保される限りで直接現地を訪問し、ヒアリングを行うことで被害状況の把握を行う。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・宇治田原町商工会と宇治田原町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・宇治田原町商工会と宇治田原町が共有した情報を、京都府の指定する方法にて宇治田原町商工会又は宇治田原町より京都府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や京都府からの情報や方針に基づき、宇治田原町商工会と宇治田原町が共有した情報を京都府の指定する方法にて宇治田原町商工会又は宇治田原町より京都府へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、宇治田原町と相談する（宇治田原町商工会は、国・府の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する（そのための場所の候補を予め数か所選定しておく）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や府、宇治田原町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象に取引状況（売上、仕入等）、資金繰り、風評被害等のヒアリング等を実施すると同時に支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・京都府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を京都府及び京都府商工会連合会等に相談する。

※ その他・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制													
(令和7年1月現在)													
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営支援員の関与体制 等）													
<table><tr><th colspan="2">宇治田原町商工会</th></tr><tr><th colspan="2">事務局長</th></tr><tr><td>法定経営支援員</td><td>1名</td></tr><tr><td>経営支援員（BS含む）</td><td>2名</td></tr><tr><td>記帳指導職員</td><td>1名</td></tr><tr><td>パート</td><td>1名</td></tr></table>	宇治田原町商工会		事務局長		法定経営支援員	1名	経営支援員（BS含む）	2名	記帳指導職員	1名	パート	1名	<pre>graph LR; A["宇治田原町商工会 事務局長 法定経営支援員 1名 経営支援員（BS含む） 2名 記帳指導職員 1名 パート 1名"] <--> "連携 情報共有 連絡調整" B["宇治田原町役場 産業観光課"]; B <--> "連携 確認" C["宇治田原町役場 総務課"]</pre>
宇治田原町商工会													
事務局長													
法定経営支援員	1名												
経営支援員（BS含む）	2名												
記帳指導職員	1名												
パート	1名												
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営支援員による情報の提供及び助言に係る実施体制													
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 野崎 幹夫（連絡先は後述（3）①参照）													
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）													
(3) 商工会、関係市町村連絡先													
①商工会 宇治田原町商工会 〒610-0261 京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字釜井谷 1-36 TEL：0774-88-4180 / FAX：0774-88-4678 E-mail: ujidawara-sci@kyoto-fsci.or.jp													
②関係市町村 宇治田原町 産業観光課 〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18-1 TEL：0774-88-6638 / FAX：0774-88-3231 E-mail: shoukou@town.ujitawara.lg.jp （課用）													
※ その他 ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。													

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	280	280	280	280	280
委員会運営費	10	10	10	10	10
セミナー開催費	100	100	100	100	100
啓発・施策普及費	50	50	50	50	50
専門家謝金(個別)	100	100	100	100	100
防災・感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
国補助金、宇治田原町補助金、会費収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
京都府商工会連合会	京都府京都市下京区四条通宝町東入函谷鉾町 78 京都経済センター 3 階 311 号室 会長 沖田康彦
保険会社	
・東京海上日動代理店	(有)ベストパートナー京都 京都府宇治市木幡熊小路 43-34 代表取締役 荻野貴史
・損保ジャパン代理店	南京都 PA オフィス 京都府宇治市槇島町一ノ坪 318-29 代表 横野直樹
連携して実施する事業の内容	
専門家派遣・普及啓発のためのセミナーや勉強会実施・リスクファイナンスのご案内・事業継続力強化計画の策定と認定申請の支援などを行う。	
連携して事業を実施する者の役割	
京都府商工会連合会・・・専門家派遣や普及啓発のためのセミナーや勉強会実施	
保険会社・・・リスクファイナンスのご案内、事業継続力強化計画の策定と認定申請の支援	
連携体制図等	
<pre> graph TD A[京都府商工会連合会] <--> 連携 B[宇治田原町商工会] B <--> 連携 C[保険会社] </pre>	